

0 理念

2005年度以降に設定した目標

2010年を目途に災害復興にかかわる理念法（当面、「復興憲章」と呼称）、被災者救済に役立つ実定法を策定する。

進捗状況報告

これまで、『災害復興』（2005年1月刊行）、『被災地協働～第一回全国交流会から』（2005年7月）、『先端社会研究第5号 特集 災害復興制度の研究』（2006年12月刊行）、『論～被災からの再生』（2006年12月刊行）、『被災自治体における上乗せ・横出し・独自支援策についての報告—2005年全国自治体調査から』（2007年1月刊行）を関学出版会から発表することによって、災害復興にかかわる理念や新たな枠組みの必要性を提示してきた。

このほか、雑誌「世界」の2005年12月号で社会学部の高坂健次教授と研究所の山中茂樹主任研究員が編集部の求めにより、住宅再建支援の必要性や復興基本法制定の視点を提示した。このほか、宮原浩二郎所長と山中茂樹主任研究員が2007年1月発行の『災害復興ガイド 日本と世界の経験に学ぶ』（かもがわ出版）に論文や報告を寄稿した。

さらに、山中茂樹主任研究員は2007年4月から、出版社ぎょうせいが発行する雑誌ガバナンスに「災害復興のデザイン」と題したコラムの連載を始めることにより、購読層の中心を占める自治体職員らに復興思想の普及・啓蒙を進めている。

2007年度は11月に長崎県島原市で開催される第5回火山都市国際会議島原大会に研究所として参加、人間復興の思想に沿った新たな制度の枠組みを提示する予定である。

また、2010年を目途に災害復興にかかわる理念法（当面、「復興憲章」と呼称）、被災者救済に役立つ実定法を策定するため、2007年4月、政府官僚、弁護士や法律、社会学、経済学、都市計画、行政学などの専門家によるワーキンググループを設置し、具体的な成果物を得るべく作業を始めている。

学内第三者評価

最近多発する地震をはじめとする自然災害に対して、その復興について行政面、法制度面に限らず「人」を中心に取り組んで行こうとする災害復興制度研究所の理念は、関西学院大学の建学の精神に沿っており、開設から3年間の間に研究の成果として著作5冊が出版されるなど高く評価できる。各界の有識者でWGを編成し、災害復興に関する理念法、実定法の策定に取り組み始めるなど今後の一層の進展が期待される。